

秩序ある行動に依つて経済的機能を敏速に有効に發揮し、組合員の生活の安定と向上を計ると共に社會正義の立場より自由にして、平和なる相互扶助的共存共榮の社會建設に向つて勇敢に邁進せんとするものである。

右宣言す

昭和二年十一月

東電従業員組合

規約

第一章 總則

第一條 本組合ハ東電従業員組合ト稱シ本部ヲ東京ニ支部ヲ各地ニ置ク
第二條 本組合ハ本組合ノ綱領宣言及ヒ決議ノ遂行ヲ以テ目的トス

第二章 組織

第三條 本組合ハ東京電燈株式會社従業員ヲ以テ組織シ支部ヲ以テ構成單位トス
第四條 支部ハ三十名以上ノ組合員ヲ以テ地域別或ハ業務所別ニ組織ス
但シ必要アル場合中央委員會ノ承認ヲ經テ之レヲ組織スルコトヲ得
第五條 支部ニハ支部代表二名ヲ置キ所屬支部ノ責任ヲ負フモノトス
第六條 支部規約ハ役員會ノ承認ヲ經ルヲ要ス

第三章 機關

第七條 本組合ハ左ノ機關ヲ置キ會務ヲ處理ス
一、大會 二、役員會 三、中央委員會

第一節 大會

第八條 大會ハ本組合ノ最高機關ニシテ中央委員及ビ各支部ヨリ組合員百名未満ハ拾名ニツキ壹名百名以上ハ貳拾名ヲ増ス毎ニ壹名ノ割合ヲ以テ選出セラレタル代議員ヲ以テ構成ス

第九條 大會ハ毎年春季一回定期ニ開催シ中央委員會之ヲ召集ス
但シ中央委員會コレヲ必要ト認メタル場合又ハ組合員三分ノ一以上ノ要求アリタル時ハ臨時大會ヲ開催スルモノトス

第十條 代議員ノ選出方法ハ各支部ニ於テ之ヲ定メ大會ニ臨ムニハ其ノ資格ヲ證明スルモノトス

第十一條 中央委員ハ大會ニ於テ發言權ヲ有スルモ決議權ナシ

第十二條 大會ハ代議員五分ノ三以上出席スルニ非ザレバ成立セズ

第二節 役員會

第十三條 役員會ハ大會ヨリ次期大會迄ノ最高機關ニシテ三ヶ月ニ壹回定期ニ開催シ中央委員會之レヲ召集ス
但シ中央委員會必要ト認メタル時又ハ役員三分ノ一以上ノ要求アリタル時ハ緊急役員會ヲ開催スルモノトス

第十四條 役員會ハ各支部代表及本部役員ヲ以テ構成ス
第十五條 役員會ハ役員構成人員ノ五分ノ三以上出席スルニアラザレバ成立セズ

第三節 中央委員會

第十六條 中央委員會ハ本組合ノ執行機關ニシテ大會及役員會ノ決議ヲ執行ス
但シ緊急必要アル場合ハ大會又ハ役員會ノ決議ヲ待タズシテ適當ノ處置ヲナシ大會及ヒ役員會ノ承認ヲ經ルモノトス

(裏面へ續ク)

加入申込書

No.

氏名				家族
生年月日	年	月	日	
原籍				
現住所				
勤務場所 並ニ職業				
略歴	學業及兵役	所屬職名	團體關係	
生活調査	本給	報酬日額	標準報酬日額	住宅料
				社宅住 貸家住カ
貴組合ノ主旨ニ賛成シテ加入シマス。				
昭和 年 月 日 右加入者 右紹介者				
東電従業員組合御中				

加入者ハ印刷スルコト紹介者ナクモ加入スルコトヲ得